

大林グループＣＳＲ調達方針

制定 ２０１１年 ６月 １日

改訂 ２０２０年 １１月 １日

大林組基本理念で掲げる持続可能な社会の実現に向けて、「大林グループＣＳＲ調達方針」を制定し、当社グループの役職員がＣＳＲ調達を推進するうえで遵守すべき事項を「ＣＳＲ調達活動の基本方針」として、同方針に基づき調達先に実践を求める事項を「ＣＳＲ調達ガイドライン」として定める。これに基づき、調達先との相互の信頼関係に基づく良好なパートナーシップを構築するとともに、「ＣＳＲ調達ガイドライン」を調達先だけでなく調達先のサプライチェーンに対しても理解・浸透を図ることで、大林グループの事業に関係するすべてのサプライチェーンでのＣＳＲの取り組み推進に資する。

ＣＳＲ調達活動の基本方針

１ 法令の遵守

事業活動を行う国・地域で適用されるすべての関連法令並びに国際条約や社会規範を遵守する。

２ 企業倫理の確立

高い倫理観を持ち、公正な競争ルールに基づく事業活動を実践する。

３ 人権の尊重

人権尊重の精神を基本においた事業活動を推進する。

４ 安全衛生の確保

事業に関わるすべての人々に対して安全衛生を確保する。

５ 環境への配慮

環境保全・環境負荷低減に配慮した事業活動を推進する。

６ 品質の確保

製品・サービスに求められる品質を確保する。

７ 災害時リスク管理体制の構築

平常時から災害に備え、リスク管理体制を確立する。

８ 情報セキュリティの確保

個人情報や機密情報の漏洩防止を徹底する。

９ 社会貢献

事業活動を行う国・地域の文化、習慣などを尊重し、持続可能な社会の発展に努める。

CSR調達ガイドライン

1 法令の遵守

[事業活動を行う国・地域で適用されるすべての関連法令並びに国際条約や社会規範を遵守する]

- (1) 事業活動を行う国・地域で適用されるすべての関連法令並びに国際条約や社会規範はもとより、契約や約束を尊重し、社会からの要請を理解して企業活動を行うこと。

2 企業倫理の確立

[高い倫理観を持ち、公正な競争ルールに基づく事業活動を実践する]

- (1) 不適切な利益の供与や受領を行わないこと。
- (2) 取引先・競争相手等に対し、優越的地位の濫用や取引妨害等に当たる行為は行わないこと。
- (3) 公務員等（みなし公務員・外国公務員等を含む）との関係においては、健全な関係を維持し、法令に抵触するような接待・贈答は行わないこと。
- (4) 反社会的勢力との一切の関係を遮断するとともに、これらの勢力・団体からの不当な要求は一切拒絶すること。
- (5) マネーロンダリング、横領、詐欺等あらゆる形態の汚職行為に関与しないこと。
- (6) 知的財産権を侵害し、または不正に使用しないこと。
- (7) 大林グループの事業において、あらゆる不正行為あるいは法令違反や不正行為と疑われる行為を見聞きした場合、不正根絶のために定めた窓口（※1）に通報すること。
- (8) 企業情報の適切な開示に努めること。

※1 窓口は「大林グループ企業倫理通報制度」の通報先とする。人権を含めたあらゆる通報を受け付け、通報者保護を最優先に調査を進め、通報したことにより不利益扱いを受けることが無いよう徹底している。

3 人権の尊重

[人権尊重の精神を基本においた事業活動を推進する]

- (1) 人種、ジェンダー、性的指向・性自認、年齢、国籍、宗教、出身地、障がいの有無、身体的特徴などを理由としたいかなる差別やハラスメントなど人権を侵害する行為を行わないこと。
- (2) 強制労働や児童労働など不正な労働は行わない、または行わせないこと。
- (3) 平等な雇用機会の確保、適正な労務管理、適正な賃金の支払い、健全で働きやすい労働環境の維持・向上に努めること。
- (4) 社員の結社の自由と団体交渉権を保障すること。
- (5) 大林グループ各社が実施する人権デューデリジェンス（※2）の理解に努め、協力すること。

※2 人権に対する負の影響(リスク)を特定し、それを防止・軽減、対処する一連のプロセス。

4 安全衛生の確保

[事業に関わるすべての人々に対して、安全衛生を確保する]

- (1) 自主的に安全衛生確保のための体制を確立し、その維持・向上に努めること。
- (2) お客様や地域の方など関係者に対する安全衛生を徹底すること。
- (3) 大林グループ各社の安全衛生を確保する活動に協力すること。
- (4) 建設現場においては、安全衛生管理体制を確立し、大林グループの労働安全衛生マネジメントシステムの適切な実施・運用により、自主的な安全衛生管理を向上させ、災害防止活動に協力すること。

5 環境への配慮

[環境保全・環境負荷低減に配慮した事業活動を推進する]

- (1) 自主的に環境保全・環境負荷低減のための体制を確立し、その維持・向上に努めること。
- (2) お客様や地域社会に対する環境配慮を徹底すること。
- (3) 大林グループ各社の環境保全・環境負荷を低減する活動に協力すること。
- (4) 建設現場においては、環境管理体制を確立し、大林グループの環境マネジメントシステムの適切な実施・運用により、自主的な環境管理を向上させ、環境保全・環境負荷を低減する活動に協力すること。

6 品質の確保

[製品・サービスに求められる品質を確保する]

- (1) 自主的に品質を確保するための体制を確立し、その維持・向上に努めること。
- (2) お客様や社会に自社の製品・サービスが与える影響を認識し、適正な品質を確保すること。
- (3) 大林グループ各社の品質を確保する活動に協力すること。
- (4) 建設現場においては、品質管理体制を確立し、大林グループの品質マネジメントシステムの適切な実施・運用により、自主的な品質管理を向上させ、品質を確保する活動に協力すること。

7 災害時リスク管理体制の構築

[平常時から災害に備え、リスク管理体制を確立する]

- (1) 自主的にBCP（事業継続計画）実施のための体制を確立し、納期・工期の遵守に努めること。
- (2) 大林グループ各社のBCPに基づく体制の構築・維持に協力すること。

8 情報セキュリティの確保

[個人情報や機密情報の漏洩防止を徹底する]

- (1) ファイル交換ソフトの利用や個人所有パソコン、外部記憶媒体の使用を禁止するなど、情報漏洩の防止策を講じること。
- (2) ウィルス対策ソフトや各セキュリティ修正プログラムの最新版を常に適用すること。
- (3) 大林グループの事業に関する情報を、SNS等に投稿・転載しないこと。
- (4) 大林グループ各社のネットワークへのアクセスが認められたパソコン以外の接続禁止、交付されたユーザーIDやパスワードの安全な管理を徹底すること。

9 社会貢献

[事業活動を行う国・地域の文化、習慣などを尊重し、持続可能な社会の発展に努める]

- (1) 事業活動を行う国・地域の文化、習慣に配慮するとともに、地域とのコミュニケーションを図ること。

10 CSR調達の意識向上と社内浸透

- (1) 大林グループ各社が開催する研修会に参加する等意識向上を図ること。
- (2) 大林グループ各社の取り組みに積極的に参加・協力すること。
- (3) 上記1～9の各項目に関して社内周知・教育に努めること。